

指定資金移動業者（auペイメント株式会社）のサービス概要①

賃金のデジタル払いが認められる口座

- 労働者指定口座※1名 : au PAY 給与残高
- 労働者指定口座残高の受入上限額 : 10万円
- 労働者指定口座残高が受入上限額を超えた場合 : 超過金額を払出口座※2に自動で送金。

破綻時等の資金保全の仕組み

- 保証機関名 : auじぶん銀行株式会社
- 保証対象 : 労働者指定口座残高全額
- 保証の流れ : 指定資金移動業者の破綻時等から6営業日以内に、保証機関が払出口座※2に保証額を振り込む（労働者から保証機関への請求は不要。）。

不正取引時の補償

- 補償額 : 労働者に故意または重過失がない場合等、補償規約に従い全額補償。
- 補償の流れ : 損害の発生を知った日から30日以内に、労働者が指定資金移動業者及び警察に申告。

※1 : 労働者が指定する指定資金移動業者口座

※2 : 労働者が指定資金移動業者に、代替口座として指定する銀行口座等。いわゆる指定代替口座。

指定資金移動業者（auペイメント株式会社）のサービス概要②

口座残高を一定期間利用しない場合の取扱い

- 有効期間：口座残高が最後に変動した日から10年間は労働者指定口座の口座残高は有効。口座残高が最後に変動した日から5年が経過する前日に、指定資金移動業者から労働者宛てに、口座残高が残っている旨、及び利用を促す旨を通知。5年経過後から更に5年間、口座残高の変動がない場合は、労働者指定口座の口座残高が失効する。

口座への入金や、口座からの払出（現金化）の方法

- 入金：指定資金移動業者が各労働者に設定するau PAY 会員ナンバー又はau PAY 給与受取口座宛てに、使用者が賃金の振り込みを指図※1。
- 払出（現金化）：労働者本人名義の預貯金口座等への送金が可能。毎月2回目以降の送金には手数料が必要になる場合がある※2。
- 入金・払出（現金化）の単位：1円以上1円単位で可能。

その他

- サービス提供時期：KDDI株式会社およびauフィナンシャルグループ各社の労働者向けに令和7年5月より「au PAY 給与受取」サービス開始。令和7年12月よりすべての使用者及びその従業員にサービス開始。
- 申込方法：指定資金移動業者のau PAY アプリ内から、労働者が申し込む※3※4。

※1：振込指図先は、「au PAY 給与受取」導入時に使用者が選択する振込方式（労働者指定口座に直接振り込む方式又は入金専用の銀行口座を経由して労働者指定口座に振り込む方式）によって異なる。

※2：毎月、au PAY 給与残高の初回の送金については手数料無料。2回目以降について、auじぶん銀行宛ては0円、auじぶん銀行以外の金融機関宛ては220円。

※3：事業場の労働者の過半数で組織する労働組合（労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者）と使用者の間で、賃金のデジタル払いに関する労使協定の締結と、使用者による労働者の個別同意の取得がなされている必要がある。

※4：労働者は「au PAY 給与受取」を導入する使用者ごとに割り当てられた「企業コード」の入力が必要となるため、事前に使用者から「企業コード」を入手する必要がある。